

5 . 流通分野

流通(1)	大規模小売店舗立地法に係る届出前の事前協議を求める運用の廃止
規制の現状	<p>多くの自治体では、大規模小売店舗を設置しようとする場合、もしくは店舗に係る諸変更を行おうとする場合、届出前に関係部局などとの協議を義務付けている。</p>
要望内容	<p>経済産業省は、都道府県等との連絡会議などにおいて、届出前の事前協議を求める地方自治体の運用の改善を図るように周知徹底するとともに、必要に応じて指導・勧告を行う等適切な措置を行うべきである。</p>
要望理由	<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省からの再回答について」(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において経済産業省は、「国としては、大規模小売店舗立地法に定められていない事前相談に応じるかどうかはあくまで設置者の任意であるべきで、義務化することがないよう、定期的な連絡会議や研修において、都道府県等に周知徹底を図っているところ」と回答しているが、実際には運用の改善が図られていない。</p> <p>例えば、東京都では届出前の計画概要書の提出を求めている。また、横浜市では届出前の計画事前説明書の提出だけでなく、市の関係部署や警察署との事前協議も求めている。</p>
根拠法令等	大規模小売店舗立地法 大規模小売店舗立地法運用要綱など(各地方自治体)
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局流通産業課

流通(2)	通信販売酒類小売業免許において取扱い可能な酒類の制限の撤廃
規制の現状	<p>通信販売酒類小売業免許で取扱い可能な酒類は、以下のように制限されている。</p> <p>1. 国産酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度(4月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)の前会計年度における酒類の種類ごと(品目のある種類の酒類については、品目ごと)の課税移出数量が、すべて1000KI未満である酒類製造業者が製造、販売する酒類のうち以下のもの。 (1)清酒は、特定名称等(吟醸酒、純米酒、本醸造酒、生酒、生貯蔵酒、原酒、古酒及び特殊な製法等により製造した、例えば樽酒、赤い酒、貴醸酒をいう。)の清酒のうち、前会計年度における課税移出数量が100KI未満の銘柄のもの。 (2)清酒以外の酒類は前会計年度における課税移出数量が100KI未満(ただし、しょうちゅう乙類は、200KI)の銘柄のもの。</p> <p>2. 輸入酒類 カタログ等の発行年月日の属する会計年度の前会計年度における課税移出数量が100KI未満(ただし、しょうちゅう乙類については、200KI)の銘柄のもの。</p>
要望内容	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。
要望理由	<p>「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成17年1月19日 内閣府規制改革・民間開放推進室)において国税庁は、「通信販売酒類小売業免許については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から検討する」と回答しているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。</p> <p>電子商取引の普及によりインターネットを活用した通信販売が伸長している中、上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。</p>
根拠法令等	酒税法第9条第1項、第11条 酒税法および酒類行政関連法令等解釈通達
制度の所管官庁及び担当課	国税庁課税部酒税課

流通(3)	しょうちゅう甲類・しょうちゅう乙類の製造免許の規制緩和【新規】
規制の現状	<p>しょうちゅう甲類としょうちゅう乙類の製造免許が付与される場合は、以下の場合などに限定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. しょうちゅう甲類 しょうちゅう甲類製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置して合成清酒を共同製造しようとする場合など 2. しょうちゅう乙類 <ol style="list-style-type: none"> (1) かす取りしょうちゅう 清酒製造者が、自己の清酒の製造に際し生じた酒かす又は米ぬか等の副産物を主原料として、当該清酒製造場又は自己の他の製造場においてしょうちゅう乙類を製造しようとする場合など (2) その他のしょうちゅう 2以上のその他のしょうちゅう製造者が、企業合理化を図るため新たに法人を組織し、新たに製造場を設置してその他のしょうちゅうを共同製造しようとする場合など <p>また、「連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令」によって連続式蒸留機をその製造場に新たに設置し、又は既に設置されている連続式蒸留機の拡張をしようとするときは、当分の間、財務大臣の承認を受けなければならないとされている。</p>
要望内容	<p>既存事業者のみならず、新規事業者に対してもしょうちゅう甲類及びしょうちゅう乙類の製造免許を付与できるようにすべきである。</p>
要望理由	<p>国税庁課税部酒税課「酒のしおり」(平成17年2月)によると、2004年度までの10年間で国産しょうちゅう(甲類、乙類)の課税移出数量は約40%増、輸入しょうちゅう(甲類、乙類)の数量は約10倍となっており、酒類全体の課税移出数量(輸入含む)が約2%減少する中、しょうちゅうの需要は大きく伸長している。新規参入を認めることで新製品の投入など事業者間の創意工夫が発揮され、消費者の多様なニーズに対応することができ、しょうちゅう市場の拡大につながることを期待できる。</p>
根拠法令等	<p>酒税法第10条、第11条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 連続式蒸留機の新設及び拡張の臨時制限に関する省令</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>国税庁課税部酒税課</p>

流通(4)	大型店舗酒類小売業免許の需給調整要件の廃止
規制の現状	大型店舗酒類小売業免許を取得してから3年間は、国産ビール及び500ml以上の清酒を販売することができない。
要望内容	大型店舗酒類小売販売免許に関する国産ビールならびに500ml以上の清酒の制限を廃止すべきである。
要望理由	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)においては、「大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例措置について、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況等を踏まえ、見直しを検討する」とされているが、緊急措置法は本年8月に失効することから、早期に検討を開始すべきである。</p> <p>上記制限を撤廃することで消費者のニーズに対応することができ、酒類販売業者の販売機会の拡大につながる。</p>
根拠法令等	酒税法第9条、第10条 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達
制度の所管官庁及び担当課	国税庁課税部酒税課

流通(5)	加工原料用とうもろこしにおける規格基準の新設【新規】
規制の現状	<p>食品衛生法および食品、添加物等の規格基準では、とうもろこしを含め様々な食品に対し残留農薬等の規格基準が定められている。</p> <p>このうち、とうもろこしについては、生食用とうもろこしをベースとした単一の基準値が設定されているのみであり、加工原料用とうもろこしについての基準値は設定されていない。</p>
要望内容	<p>生食用とうもろこしとは別に、農薬の残留度合いに着目した科学的根拠に基づき、加工原料用とうもろこしの基準値を設定すべきである。或いは澱粉・異性化糖など製品の基準値を設定し、原料段階での基準値の適用を免除すべきである。</p>
要望理由	<p>日本で食品として流通している約400万トンのとうもろこしの80%以上が、澱粉・糖化品等に加工される所謂加工原料用とうもろこしである。</p> <p>加工原料用とうもろこしは分離、洗浄、加水分解工程等を経て、最終製品である澱粉、糖化品となるが、加工工程において残留農薬、カビ毒等は除去され、製品ではその残留性は大きく減衰する。</p> <p>このことは、国立衛生試験所「とうもろこしの保存及びコーンスターチ製造による収穫後使用農薬の減衰」(1994年9月16日受理)、米国FDA「FDA Talk Paper」(T89-21 April.13,1989)により科学的に確認されており、「生食用(スイートコーン等)」と加工工程を経た「原料用」に一律の基準値を適用することは適当でない。</p> <p>加工原料用とうもろこしは100%輸入に依存しているが、国内で最終製品を製造する場合には、現行の基準値を満たす原料を調達することが求められ、生産コストの押し上げ要因となっている。一方、原料段階で特に強い規制のない外国において加工された低価格の製品が輸入されており、日本の澱粉・糖化品業界は不利な競争に晒されている。</p> <p>とうもろこしから生産される澱粉・糖化品は、食品原料として極めて広範囲に亘って使用されている。加工原料用とうもろこしの基準値を別途設定することにより、国産の澱粉・糖化品などの価格競争力の向上や素材供給の円滑化が期待できる。</p>
根拠法令等	<p>食品衛生法 第11条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日 厚生省告示第370号)</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課</p>

<p>流通(6)</p>	<p>コップ自動販売機にて取扱い可能な容器の規制緩和【一部新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>食品、添加物等の規格基準では、清涼飲料水を販売する際に用いる容器は、未使用の紙製、合成樹脂製、合成樹脂加工紙若しくはアルミニウム箔製容器又は組合せ容器であって、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまで汚染されるおそれのないように取り扱われたものでなければならないとされている。</p> <p>当該基準については、2005年3月、購入者自らが用意したコップを使用することは差し支えないとされ、当該自動販売機専用のコップ以外のコップを使用する場合は、販売される清涼飲料水等がこぼれ出たり、攪拌棒が容器の外部など不適当な場所に接触したりすることを防止するため、一回の販売量、使用するコップに必要な容積及び口の広さ並びに必要な底の深さ等の注意事項を購入者に対して周知する等、必要な措置をとることとされている。</p>
<p>要望内容</p>	<p>コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際の、「当該自動販売機専用のコップ以外のコップ」についての定義を明確にすべきである。その際には、PETボトル、デカンタ、水筒、魔法瓶等の使用を認めるべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>消費者の環境保護への意識が高まる中、自動販売機で清涼飲料水等を購入する際、基準緩和で認められたコップ以外のPETボトル、デカンタ、水筒、魔法瓶等を利用したいというニーズは高い。また、コップ以外の容器を認めることで、持ち運び易くなるというメリットもある。一部の自治体では、コップ以外の容器を使用することが認められない運用がされているため、用いることができる容器についての解釈を明確にすべきである。</p> <p>販売される清涼飲料水等の安全性を確保するため、調理の際に使用される攪拌棒(インペラ)など、コップ等の中に収められた清涼飲料水等に触れる部品を販売の都度洗浄し、必要に応じ殺菌したり、コップ等が洗浄される構造とすることは技術的に可能であり、幅広い容器の利用を認めるべきである。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>食品衛生法第18条 食品、添加物等の規格基準(昭和34年12月28日 厚生労働省告示第370号) 「コップ販売式自動販売機により調理される清涼飲料水等を販売する際に使用するコップについて」(平成16年3月31日 食安基発第0331001号、食安監発第0331003号)</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課、監視安全課</p>

流通(7)	保健所の営業許可におけるコンビニエンスストアの施設基準の設定
規制の現状	<p>食品衛生法では、コンビニエンスストア独自の施設基準は定められていない。各都道府県の条例が定める施設基準は異なっており、同一都道府県内でも保健所の営業許可における指導内容が統一されていない場合がある。</p> <p>具体的には、例えば以下の通り、保健所によってコンビニエンスストアは飲食店と同様に取扱われ、カウンター内に手洗いやシンクなどの施設の設置を要求されることがある。また、大型スーパーと同様に、壁、床、天井の仕上げを指定する保健所もある。</p> <p>(1)カウンター内にシンクと手洗いを、お客様には別途お手洗いを設けているにも関わらず、さらに、売り場に手洗いを設けるよう保健所に指導される地域がある。無駄なコストと共にかえって不衛生な現場を生んでいる(新潟県、愛知県、千葉県、宮城県、山形県、福島県等)。</p> <p>(2)カウンター内を厨房とみなし、仕上げを特定のものに指定する保健所があり、無駄なコストが生じている(静岡県、京都市等)。</p> <p>(3)保健所による許可基準として、原則として従業員全員に検便を義務づけており、明らかに錯誤している(愛知県)。</p>
要望内容	<p>全国一律に適用される、コンビニエンスストアの施設基準を新たに定めるべきである。</p> <p>具体的には、カウンターの天井や壁の仕上げを特定のものに指定せず、売場と同じものでよいとすること、倉庫等に大型冷蔵庫を置かなくてもよいこととするなど、実態に即した施設基準を定めるべきである。</p>
要望理由	<p>「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」(平成17年3月25日 閣議決定)においては、平成17年度中に「いわゆるコンビニエンス・ストアの軽微な調理施設について営業許可を取得する際の施設基準及びその運用に係る要望内容を、各都道府県に周知する」とされているが、早期に通知を発出し、周知徹底を図るべきである。</p> <p>コンビニエンスストアの施設基準がないため、飲食店など他の施設基準が適用されている。また、その適用にあたっては、地域によって過剰な負担を求められることがある。</p> <p>コンビニエンスストアのカウンター内における調理及び販売は飲食店よりも露店等に近く、また、コンビニエンスストアは全国に約5万店近くあるという実態を踏まえ、コンビニエンスストアの施設基準を設けて全国一律に適用すべきである。</p>
根拠法令等	食品衛生法第51条、第52条 食品衛生法施行令第35条
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 各都道府県食品衛生課